

令和8年度公益社団法人熊本県歯科衛生士会事業計画

【1】事業

[公益目的事業]

I 歯科衛生士の資質の向上及び倫理の高揚をはかることにより、歯科衛生の普及啓発に努め、もって県民の公衆衛生の向上に寄与する事業

1 歯科保健医療福祉に関する研修会

1) 目的

歯科衛生士が県民の歯や口腔の健康づくりを支援するために必要な歯科保健医療福祉に関する専門的知識・技術等を習得することで、熊本県の歯科保健医療福祉サービスの向上を図り、県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする

2) 内容

(1) 歯科臨床に関する研修会

歯科臨床の現場に必要な歯周疾患やむし歯予防、及び歯科保健指導等の歯科保健医療福祉知識や技術について

(2) 高齢者や障がい者等に関する研修会

高齢者や障がい者等の口腔健康管理や摂食嚥下機能改善等の専門性の高い歯科保健医療福祉について

(3) 経験者別研修会

経験者別に開催し、より質の高い歯科保健医療福祉について

(4) 市町村歯科衛生士研修会

市町村での歯科保健事業の効果的な推進について

2 歯科衛生士の学術研究の振興に関する事業

1) 目的

県民の口腔の現状の把握・分析等を行い、歯科医療・保健・福祉分野の報告・調査・研究を通し、学術研究の発展に関わることを目的とする

2) 内容

(1) 職能研究会の開催

(2) 熊本県医療保健福祉連携学会

II 歯科衛生の普及啓発及び広報に関する事業

1 地域歯科保健事業

1) 目的

県民に対し、歯及び口の健康が生涯の健康な生活を支えることを普及・啓発するために、歯科保健活動を推進し、健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2) 対象

県民

3) 内容

(1) 地域におけるイベント事業

- ア 「歯と口の健康週間」事業
- イ 笑顔ヘルCキャンペーン事業
- ウ 熊本市民健康フェスティバル
- エ 東区民まつり

(2) 母子歯科保健に関する普及啓発事業

内容：保護者に対して、仕上げ磨きやフッ化物を活用したむし歯予防、おやつの与え方、食べ方に関して知識の普及啓発を進める

(3) 保育園・幼稚園・学校歯科保健に関する普及啓発事業

内容：保育園・幼稚園・学校へ出向き、園児・児童生徒や保護者へのむし歯・歯肉炎予防の指導や上手な歯の磨き方の啓発を行う

(4) 成人歯科保健に関する事業

内容：イベント事業等において、一般的なむし歯や歯周病の予防方法の他に、全身と歯・口との関係」等専門的な知識を普及啓発する

(5) 高齢期の歯科保健に関する事業

内容：地域の高齢者の集まる場所において、高齢者が健康を維持できるようバランスのとれた食生活、上手な歯みがき、歯や口の健康づくりの重要性について周知する。さらに、義歯を装着している人についても義歯の手入れ方法などについても指導する。また、加齢に伴う、お口の働きの機能低下予防のための「お口の体操」プログラムの普及・啓発を行う

(6) 障がい児(者)・要介護者の歯科保健に関する事業

内容：施設に出向き、本人または介護者に対し、食べたり飲んだりする機能の育成・維持・回復について情報提供・相談・治療の勧奨を図る

(7) 災害時の歯科保健に関する事業

内容：災害時に備え、口腔衛生管理の重要性や非常持ち出し袋の中に口腔衛生用品を備えておくことについて啓発を行う

2 高齢者の口腔ケア推進事業

1) 目的

高齢者施設等の介護職員および在宅医療・介護に関わる者が、口腔ケアの基本的な技術を身につけ、施設・在宅等にて口腔ケアを実践し、生活習慣として定着することで高齢者の生活の質の向上を図ることを目的とする

2) 対象

高齢者施設等の介護職員および在宅医療・介護に関わる者

3) 内容

介護職員等が高齢者の歯や口腔の特徴を理解し知識や技術を得ることにより、口腔ケアを提供できるように指導・助言を行う

3 県民に対する歯科保健医療福祉情報の普及啓発

1) 目的

県民に対して、歯科保健医療情報を広く発信することで、県民の歯科保健医療に関する知識・意識の上を図り、県民の健康増進に寄与することを目的とする

2) 対象

県民

3) 内容

(1) 「歯科衛生だより（くまもと版）」:発行（1回）

内容：歯科保健を中心に健康に関する情報や会の情報をホームページに掲載し発信する。

県民および関係機関・団体へ周知する

(2) Web サイトによる歯科衛生情報等の配信

内容：恒常的にホームページを企画・運営し、県民に歯科保健情報を提供する

4 医療保健福祉団体等、関係団体との連携協力に関すること

(1) 日本歯科衛生士会に関するもの

(2) 熊本県・熊本市に関するもの

(3) 熊本県歯科医師会に関するもの

(4) 熊本県医療・保健・福祉団体協議会に関するもの

(5) 熊本市保健医療専門団体連合会に関するもの

(6) 歯科衛生士教育養成機関に関するもの

(7) 歯科保健連絡協議会に関するもの

(8) 地域在宅医療連携体制検討会議に関するもの

5 その他、この法人の目的を達成するために必要なこと

【2】会務執行機関

会 長

副 会 長

専務理事

常務理事

理 事

(1) 職能 (2) 地域活動推進 (3) 地域歯科保健 (4) 広報 (5) 災害歯科保健

監 事

【3】諸会議

(1) 定期総会（1回）

(2) 理事会（7回）

(3) 常務理事会（12回）

(4) 監査会（2回）

(5) 地域担当歯科衛生士責任者会議（1回）

(6) 九州ブロック連絡協議会 (1 回)

【4】委員会

(1) 常置委員

【5】特別委員会

(1) 選挙管理委員